

(参考) 非常勤消防団員等が公務により死亡した場合の 葬祭補償について

非常勤消防団員等が公務により死亡した場合の葬祭補償は、岬町消防団員等公務災害補償条例（昭和 57 年岬町条例第 10 号。以下、「条例」といいます。）の規定に基づき、“非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額（日額）” から、次の計算式を用いて求めた金額のうち、いずれか高い方の額を支給します。

なお、受給者として、実際に葬祭を行う者（通常は遺族）に支給します。

【葬祭補償の計算式】

★① 原則＝**葬祭補償定額部分 330,000円**＋（補償基礎額×30 日分）

➡条例第 18 条 ※今回の改正対象（改正前：315,000 円）

② 最低保障＝補償基礎額×60 日分

➡条例附則第 6 条 ※今回の改正対象外

（葬祭補償の額に関する暫定措置）

第 6 条 当分の間、第 18 条の規定による金額が補償基礎額の 60 倍に相当する額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該 60 倍に相当する額を葬祭補償の額とする。

【補償基礎額】 岬町消防団員等公務災害補償条例

●令和 8 年 4 月 1 日からの 別表 補償基礎額表（第 5 条関係） ※日額

☆今回の改正に【補償基礎額】は含まれないため、次頁の改正前後でも次の額を共通で用いて計算します。

階 級	勤 務 年 数		
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
団長及び副団長	13,340 円	14,170 円	15,000 円
分団長及び副分団長	11,670 円	12,500 円	13,340 円
部長・班長及び団員	10,000 円	10,840 円	11,670 円

＜計算例＞ 勤務年数が“**10 年未満**”である“**部長・班長及び団員**”の場合

・補償基礎額：10,000 円（日額）

①**330,000 円**＋（**10,000 円**×30 日）＝**330,000 円**＋300,000 円＝630,000 円

②**10,000 円**×60 日＝600,000 円

・結果：高い方（①630,000 円＞②600,000 円）の**630,000 円**を支給します。

◎ 階級別、勤務年数別の葬祭補償に係る支給額は次表のとおりです。

※着色（網掛け）部分は「高い方」として採用した支給額です。

1. 改正前（＝旧条例：令和8年4月1日から新条例の適用日前まで）

今回の改正対象			(単位：円)					
階 級	適用する 計算式	葬祭補償 定額部分	葬祭補償支給額（勤務年数別）					
			10 年未満		10 年以上 20 年未満		20 年以上	
			支給額		支給額		支給額	
団長及び 副団長	原則	315,000	715,200	800,400	740,100	850,200	765,100	900,000
	最低保障		800,400	800,400	850,200	850,200	900,000	900,000
分団長及び 副分団長	原則	315,000	665,100	700,200	690,000	750,000	715,200	800,400
	最低保障		700,200	700,200	750,000	750,000	800,400	800,400
部長・班長 及び団員	原則	315,000	615,000	615,000	640,200	650,400	665,100	700,200
	最低保障		600,000	615,000	650,400	650,400	700,200	700,200



2. 改正後（＝新条例：適用日以後）➡ 附則第3項関連

- ・太枠の2箇所について、遡及適用する際、追給が生じます。（これらが660,000円未満に相当します。）
- ・太枠以外については、「原則」分は増額が見られますが、「最低保障」分の方が引き続き高額であるため支給額は据え置きます。

今回の改正対象			(単位：円)					
階 級	適用する 計算式	葬祭補償 定額部分	葬祭補償支給額（勤務年数別）					
			10 年未満		10 年以上 20 年未満		20 年以上	
			支給額		支給額		支給額	
団長及び 副団長	原則	333,000	730,200	800,400	755,100	850,200	780,000	900,000
	最低保障		800,400	800,400	850,200	850,200	900,000	900,000
分団長及び 副分団長	原則	330,000	680,100	700,200	705,000	750,000	730,200	800,400
	最低保障		700,200	700,200	750,000	750,000	800,400	800,400
部長・班長 及び団員	原則	330,000	630,000	630,000	655,200	655,200	680,100	700,200
	最低保障		600,000	630,000	650,400	650,400	700,200	700,200

差額 15,000 円の
追給をします！

適用する条文の変更と、
差額 4,800 円の追給をします！

≪比較用資料≫ 令和7年度までの葬祭補償 （2頁「1. 改正前」適用前）

令和8年第1回定例会（3月議会）における当該条例の改正により、全ての階級及び勤務年数において、令和8年4月1日以後の支給額は増額しました。

次の表は、令和7年度（～令和8年3月31日）までの葬祭補償に係る支給額です。

【補償基礎額】 岬町消防団員等公務災害補償条例

▲ 令和8年3月31日までの 別表 補償基礎額表（第5条関係） ※日額

☆ 令和8年4月1日からは1頁記載の【補償基礎額】を適用します。

階 級	勤 務 年 数		
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
団長及び副団長	<u>12,900 円</u>	<u>13,700 円</u>	<u>14,500 円</u>
分団長及び副分団長	<u>11,300 円</u>	<u>12,100 円</u>	<u>12,900 円</u>
部長・班長及び団員	<u>9,700 円</u>	<u>10,500 円</u>	<u>11,300 円</u>

3. 令和8年3月31日までの葬祭補償支給額

☆ 令和8年4月1日から（新条例の適用日前までは）2頁上段の「1. 改正前」の支給額を適用することにより、全ての階級及び勤務年数で増額になりました。

（単位：円）

階 級	適用する 計算式	葬祭補償 定額部分	葬祭補償支給額（勤務年数別）					
			10 年未満		10 年以上 20 年未満		20 年以上	
				支給額		支給額		支給額
団長及び 副団長	原則	315,000	702,000	774,000	726,000	822,000	750,000	870,000
	最低保障		774,000		822,000		870,000	
分団長及び 副分団長	原則	315,000	654,000	678,000	678,000	726,000	702,000	774,000
	最低保障		678,000		726,000		774,000	
部長・班長 及び団員	原則	315,000	606,000	606,000	630,000	630,000	654,000	678,000
	最低保障		582,000		630,000		678,000	